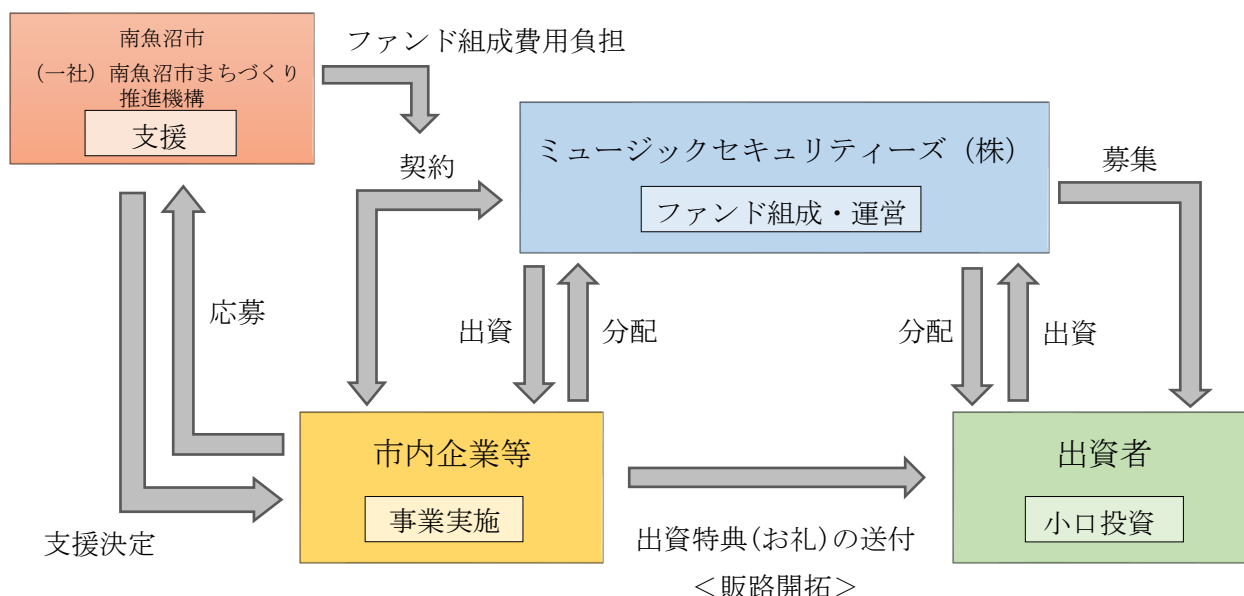


クラウドファンディングを活用した 地域資源を利用した商品開発・販路開拓支援事業 募集要項

1. 目的

クラウドファンディングを活用した地域資源を利用した商品開発・販路開拓支援事業（以下、「支援事業」という。）は、南魚沼市内の企業等（以下「市内企業等」という。）が取り組む、南魚沼の地域資源を利用した商品開発・販路開拓事業に対し、クラウドファンディングの活用による資金調達を支援します。

この支援事業を通じて、南魚沼市内はもとより、全国各地の出資者が応援者となることで、完成した商品・サービスに対するファンの増加や、ファンが知人へ紹介することによる販路の拡大、ファンの声による商品・サービスの磨き上げ、補助金・融資に依存しない資金調達を実現し、市内産業の体質強化と南魚沼の価値を高めることを目指します。



2. 支援内容

支援を行う事業計画として採択されると、次の支援が提供されます。

(1) ファンド事業者による支援

(ア) ファンド事業者との小口投資に係る契約等の締結

支援決定を受けた事業者は、ファンド事業者との間で小口投資に係る契約（資金調達規模、一口の投資金額、出資者特典、分配財源の基礎となる売り上げの範囲などに関する条件も記載）等を締結していただきます。契約手続等の詳細については、別途個別に説明します。

なお、小口投資の募集結果が目標とする資金調達金額に達しない場合でも、原則として、事業者の責任において事業を実施していただきます。

(イ) ファンド組成、小口投資募集開始

ファンド事業者との間で小口投資に係る契約等の締結完了後、ファンド事業者が小口投資の募集を開始します。

(ウ) ファンド運用開始

小口投資の募集完了後、ファンド事業者により小口投資資金を取りまとめの上、事業者に送金されます。

<調達資金の会計処理の概略>

小口投資により調達した資金の会計処理については、ファンド事業者の指導・助言に基づき、申請者が実施することになります。概略は次のとおりです。

- ・小口投資により調達した資金は貸借対照表の資産項目に流動資産として計上し、同時に、負債項目として同額を匿名組合預り金として計上
- ・匿名組合預り金は、ファンド組成時に契約書により出資者に約した事業売り上げの一定割合を、約した時期に分配

(2) 南魚沼市と一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構（以下、「MMDO」という）による支援

(ア) ファンド組成費用の支援

ファンド組成の際に必要な組成費用を負担します。

(イ) 支援決定事業の情報発信

南魚沼市、MMDO等のホームページ等で支援決定事業の情報発信を行います。

3. 対象事業

以下に示す条件を全て満たす事業（新規事業の展開、既往事業の拡大いずれも可）とします。

(1) 地域性

南魚沼の地域資源を利用するなど、南魚沼の価値を高めることにつながる事業

(2) 共感性

商品・サービスに対するこだわり、想い、ストーリー性など、市民や全国の方から共感を得られる事業

(3) 関係性

出資者とのつながりを大切にし、中長期的に応募事業や南魚沼と出資者との関係を築く事業

(4) 事業性

事業計画に実現可能性があり、人員・設備など事業開始に向けた準備が整っている、または整う見込みである事業であって、出資者に対する分配（元本・配当）が可能な収益力があり持続性のある事業

(5) 事業規模

応募事業の実施に伴い次の資金需要（組成総額 300 万円以上）が新たに発生する事業であり、資金使途が明確な事業であること。

(ア) 設備資金：建物の改修、付属設備の購入・設置・改修、機械装置の購入・設置、車両運搬具・備品の購入等（ただし、不動産登記を要するものは除く）

(イ) 運転資金：売上原価（原材料費、外注費、人件費、光熱水費、地代家賃等）、販売及び一般管理費（販売手数料、広告宣伝費、営業部門の人件費等）として必要な資金

4. 参加資格

(1) 南魚沼市内に本店、支店又は営業所等を有していること。

(※南魚沼市内に新たに本店、支店又は営業所を設けようとする場合も含む。)

(2) 個人事業主の場合においては、南魚沼市に居住していること。

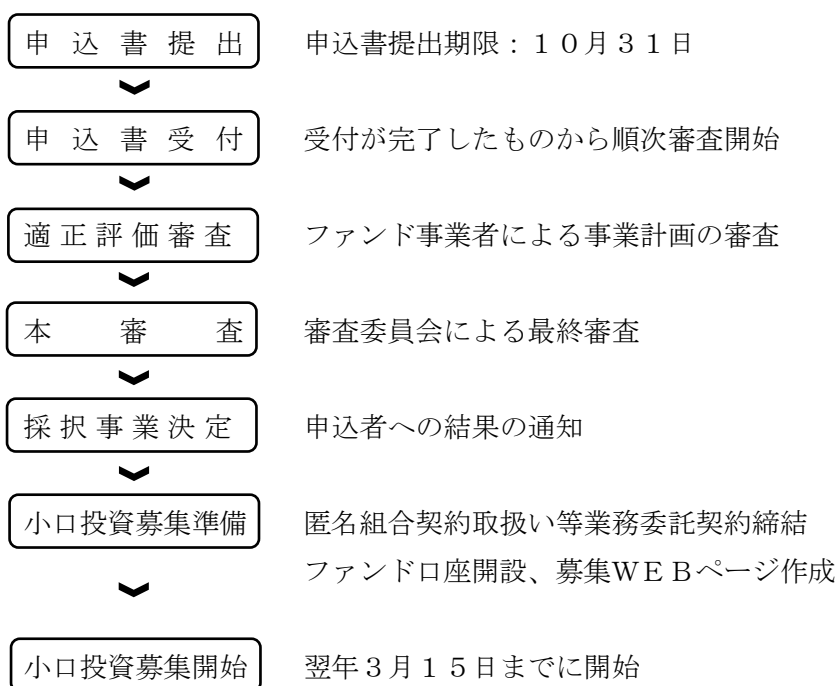
(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

(5) 法人税（国税）及び南魚沼市税について、未納がないこと。

(6) 南魚沼市暴力団排除条例第2条に規定されている暴力団、暴力団員に該当しないこと。

5. スケジュール



6. 応募に係る手続き

(1) 申込書の作成及び提出

支援事業選定のため、下記提出書類（以下「申込書等」という。）を作成し、提出してください。

(ア) 提出書類

	書類の名称
共通	・ 申請書（様式第1号）
	・ 事業計画書（様式第2号）
	・ 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第3号）
	・ 会社概要書（パンフレット等）
	・ 許認可を伴う業種であれば当該許認可証等の写し
	・ 国税納税証明書（法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税）
	・ 市税納税証明書（全税）
法人	・ 法人の登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（原本）
	・ 直近3期分の決算書類の写し（税務申告書、決算書及び勘定科目明細。要受付印）
個人	・ 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証等）
	・ 直近3か年の税務申告書（収支内訳書を含む。要受付印）
任意	・ 企画書（自由様式、A4判両面印刷、4枚以内）

(イ) 提出部数 1部

(ウ) 提出期限 10月31日午後5時30分（必着）

(エ) 提出先 〒949-6680 南魚沼市六日町2914番地1桜井ビル2階
（一社）南魚沼市まちづくり推進機構

(オ) 提出方法 持参又は郵送によることとし、ファクスやメールによるものは受け付けない。

(2) 失格となる応募者

応募者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した申込書等を無効とし、その者は参加資格を失います。

(ア) 提出資料が提出期限までに提出されない場合。

(イ) 提出された申込書等の内容に虚偽の記載があった場合。

(ウ) 対象事業としての条件を満たしていない、または満たすことができなくなった場合。

(エ) 参加資格を満たしていない、または満たすことができなくなった場合。

(オ) その他、本募集要項の定めに反した場合。

(カ) 本件に関して不正行為等があった場合。

(3) その他

(ア) 提出書類の作成に係る費用及び応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

(イ) 提出書類は、南魚沼市、MMDO及びファンド事業者が審査に使用するものとし、目的外への使用は行いません。

(ウ) 提出書類は、返却しません。

7. 提出書類の審査及び決定

MMDOが任命した審査員が、提出いただいた申込書等により内容の審査及び評価を行い、活用事業を決定します。採択された事業を応募した事業者が、支援事業活用事業者（以下、活用事業者）となり、販路拡大、商品・サービスの磨き上げ等の支援を受けることができます。決定結果については、書面により通知します。

なお、決定件数は2件程度とし、応募内容により増減するものとします。

(1) 申込書による要件審査

(ア) 提出された申込書により審査を行います。

(イ) 申込書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とします。

- ① 提出方法が本募集要項に適合しない場合。
- ② 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しない場合。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合。

(2) 申込書による内容審査

下記評価基準に基づき、申込書による内容審査を行います。

評価基準	評価基準詳細
地域性	南魚沼の地域資源を利用するなど、南魚沼の価値を高めることにつながる事業であるか
共感性	商品・サービスに対するこだわり、想い、ストーリー性など、市民や全国の方から共感を得られる事業であるか
関係性	出資者とのつながりを大切にし、中長期的に応募事業や南魚沼と出資者との関係を築く事業であるか
事業性	事業計画に実現可能性があり、人員・設備など事業開始に向けた準備が整っている、または整う見込みである事業であって、出資者に対する分配（元本・配当）が可能な収益力があり持続性のある事業であるか

8. ファンドの組成

(1) 事業選定後のファンド組成

支援事業に選定された後は、活用事業者とファンド事業者との間で協議を行い、両者合意の上で、活用事業者が正式申込書及び添付書類を提出し、クラウドファンディング事業を開始することとなります。

(2) 活用事業者の費用負担

ファンドの組成・運営にあたりファンド事業者には、次の費用を支払うこととなります。

費用項目	金額
ファンド組成費用	0円 ※組成費用を支援
ファンド運営費用	調達総額×2%/年 ※資金運用中は毎年支払う
ファンド監査費用	15万円/回(2回目以降は10万円/回) ※資金運用中は毎年支払う
ファンド成功報酬	実績と事業計画に応じて事業者ごとに決定
その他	標準規格以上のページ等を作成した場合は別途経費が必要

9. ファンド事業者

ファンド事業者は、金融商品取引法第28条第2項で定める第2種金融商品取引業者で、MMDOから支援事業に係るファンド組成支援業務の委託を受けたミュージックセキュリティーズ株式会社です。

支援事業の選定において、事業計画を対象に適正評価調査等を行うとともに、支援事業を実施する事業者に対して、小口投資に係るファンドの組成・運営・広報に関する協力をを行います。

<協力業務>

支援事業のファンド組成・運営・広報協力(ファンド事業者HP及びWEB上の契約システムを活用して実施)

- (1) 事業計画の適正評価調査等
- (2) ファンド組成・募集(匿名組合契約による出資の勧誘等)
- (3) ファンドの運営(事業進捗把握・監査等の実施、出資者への報告)
- (4) 広報宣伝への協力(事業進捗の情報発信等への協力)

10. その他

(1) 個人情報の管理

本事業への申請に係る提出書類により南魚沼市、MMDO及びファンド事業者が取得した個人情報については、次の利用目的以外に利用することはありません。

- (ア) 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理のため。
- (イ) 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- (ウ) 応募情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- (エ) 南魚沼市及びMMDOが実施する支援事業等の情報提供のため。

(2) 企業秘密の保持

本事業では、申請書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密の保持の観点から申請者の承諾なしには申請の内容等の公表は行いません。

(3) 留意事項

- (ア) 提案事業の採択結果については、ファンド事業者と活用事業者による小口投資の募集及びファンド組成の成功を保証するものではありません。資金調達の目標金額に達しない場合でも自己資金、金融機関からの融資等により事業を実施していただく必要があります。
- (イ) 南魚沼市及びMMDOは、ファンド事業者と活用事業者による小口投資の募集、ファンド組成やファンド運用結果等について、一切の責任を負いません。また、活用事業者が事業を実施し損失が生じた場合も、同様とします。
- (ウ) 本事業により支援を受けた活用事業者には、セミナー等で事例発表等をいただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

11. 問い合わせ先

一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構

〒949-6680 南魚沼市六日町2914番地1桜井ビル2階

電話：025-778-0511 (担当 高橋)